



調布市景観条例の概要



景観条例ってどんな目的で制定されたの？

良好な景観を形成していくための市・市民・事業者の責務、景観法に基づく景観計画の策定や建築物等の建築に際しての規制等について必要な事項を条例に定めることで、良好な景観形成を推進することを目的としています。



景観条例ではどんなことを定めているの？

市、市民、事業者の責務

●良好な景観形成のための市、市民、事業者の責務を定めています。

届出対象行為等

●市内で行われる建築行為などにおいて、届出の対象とする行為を定めています。

指導・勧告等

●景観のルールに適合していない行為をしようとする者に対して実施する指導や、ルールに適合していない場合に実施する勧告について定めています。

表彰・団体に対する支援等

●地域における景観まちづくりを進めるため、市民、事業者が市の支援を受けられる仕組みを定めています。

※その他様々な項目が定められています。

お知らせ

調布市景観条例及び調布市景観計画の今後の予定について

調布市景観条例は、平成25年度中の施行を予定しています。

調布市景観計画については、景観行政団体へ移行した後、平成25年度中の策定を目指し、検討を進めています。策定に際しては、パブリック・コメント等を実施することを考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳しい内容が決まり次第、HPなどで公表していきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

調布市の景観まちづくりの取組などについて、景観だよりでお知らせしていきます。

発行 調布市都市整備部 都市計画課 都市計画係

電話番号：042-481-7453 FAX：042-481-6800 Eメール：tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jp



ちよつぷ 景観 だより

第12号

平成25年 3月28日発行



調布市景観条例が制定されました。

調布市景観基本計画の内容を踏まえ、全5回にわたる策定委員会での議論や、パブリック・コメントなどを経て、景観法に基づく調布市景観条例が制定されました。今後は、景観行政団体への移行や調布市景観計画の策定など、景観法を活用した取組を進めていきます。

今回の景観だよりでは、調布市景観計画(案)の構成や調布市景観条例の概要について掲載しています。





調布市景観計画(案)の構成

調布市景観計画(案)の詳しい内容は市のHPに掲載している委員会資料をご覧ください♪



景観計画ってどんな目的で策定するの？

第1章 景観計画策定の趣旨

景観計画は、景観法*に基づく法定計画であり、良好な景観形成のため、調布市景観基本計画で定めた目標や方針を踏まえ、建築物等の建築に際して配慮していただく景観上の基準を定めるものです。

*景観法：平成16年6月に公布された、景観の整備・保全に関する基本理念、仕組みを盛り込んだ総合的な法律



調布市の景観の特性

第2章 景観の特性と課題

- 地形変化が生み出す多様な景観
- 街道沿いに発展したまちの成り立ちがつくる景観
- 歴史文化資源がまちの物語を伝える景観
- 多様な住宅地の景観
- 市民の存在を感じる温かみある景観



計画の対象範囲

第3章 景観計画の区域

- 景観計画の区域は**市全域**です。
- 景観の区域内は、地域特性に応じて以下の**地域区分**を行っています。

景観計画区域=市全域

景観形成重点地区

本市の「顔」や「骨格」となる景観上重要な地区等

一般地域

景観形成重点地区以外の地域

景観形成推進地区

一定の景観特性を有する地区



景観まちづくりの目標や方針

基本目標

人と自然が織りなす
ほっとする暮らし
がみえるまち 調布

基本方針

- まちの骨格を際立たせる自然環境の景観価値の向上
- 市民生活を支える基盤となる都市施設の魅力的な景観の形成
- 地域の歴史文化を感じさせる景観の熟成
- 地域コミュニティの存在を感じるほっとする暮らしの景観の育成
- 市民のいきいきとした活動がまちの表情を豊かにする景観まちづくり

第4章 景観まちづくりの基本目標と方針



景観法に基づく届出制度ってなに？

第5章 届出制度による景観形成

建築物や工作物などを建てる際には、景観法に基づく届出が必要となります。

建物の計画

ルールへの適合

どのような建物にするかを
届出

指導等を受けて

行為の着手



地域別の方針やルール

第6章 景観形成重点地区、第7章 一般地域/景観形成推進地区

景観形成重点地区や景観形成推進地区では、地区別の景観形成方針や景観のルールを定めています。

また、一般地域についても、景観のルールを定めています。

景観形成重点地区

深大寺通り周辺地区



国分寺崖線地区



景観形成推進地区

「水」の景観形成推進地区



「道」の景観形成推進地区



「駅」の景観形成推進地区



「農」の景観形成推進地区



計画に定めるその他の内容

第8章 景観重要建築物及び景観重要樹木の指定の方針、第9章 屋外広告物の表示等、第10章 景観に配慮した公共施設の整備

その他にも、景観上重要な建築物・樹木の指定方針、屋外広告物の表示等や景観に配慮した公共施設の整備に関する事項を計画に定めています。



市民は景観まちづくりにどうやって関わっていくの？

調布市は、市民主体あるいは行政との協働による景観まちづくりが、将来の魅力的な調布を形づくっていく大切な取組の一つであると捉え、今後、さらなる積極的な支援と推進を図っていきます。

その際、身近な景観に対する愛着を高め、地域の魅力を生かした取組を積極的に進めていくために、市域を20の小学校区に分割し、それぞれの校区における景観特性と主な資源を整理するとともに、景観まちづくりの方針(案)を示しています。

第11章 協働による身近な景観まちづくり

